

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I. 現状	
(1) 地域の災害リスク	
(洪 水：ハザードマップ)	
加東市のハザードマップによると、加東市西部を流れる加古川周辺の地域においては、3mを超える浸水が広範囲にわたり予測され、とりわけ穂積・窪田・下滝野・河高地区においては5mを超える浸水被害が予測される。	
また、加東市の中心部を東西に流れる千鳥川では、とくに加古川との合流付近で4mを超える浸水が予測される。	
さらに加東市南東部を流れる東条川周辺では1mを超える浸水が予測される地域がある。	
浸水が予測される各地域では、小売業や飲食サービス業、製造業など様々な企業が点在している。	
(土砂災害：ハザードマップ)	
加東市ハザードマップによると、加東市北東部の上鴨川、下鴨川、平木地区と東条地域の広い範囲にわたって、地滑りや土砂災害が生じる恐れがあるエリアが広がっており、所在する企業自体は多くないものの、様々な企業が点在している。	
(地 震：加東市地域防災計画)	
加東市の地域防災計画では、山崎断層帯地震が発生した際、加東市では震度7（マグニチュード7.5）が予測され、その被害は市内全体で全壊棟数4,271棟、半壊棟数5,860棟、死者数266人、負傷者779人、建物被害による避難者数9,635人と予測されている。	
(そ の 他)	
加古川流域では、これまで何度となく浸水被害に見舞われてきた。特に、平成16年の台風23号では大雨による浸水が広範囲にわたり、市民だけでなく企業に対しても多大な被害を及ぼした。	
(2) 商工業者の状況 ※平成31年4月1日現在	
加東市内	
会員企業数	
・商工業者数 1,614社 ・小規模事業者数 1,196社	・商工業者数 926社 ・小規模事業者数 780社

【会員企業の内訳】

業種		商工業者数 (社)	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	製造業	195	豪雨による浸水被害が発生するエリアには、製造業、サービス業、飲食業、宿泊業など、様々な企業が点在している。
	建設業	100	
	卸・小売業	209	
	飲食・宿泊業	124	
	サービス業	234	
	その他	64	
	合計	926	

(3) これまでの取組

1) 加東市の取組

①加東市地域防災計画の策定

加東市では、地域の災害対策全般に関して総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、市民の生命・身体及び財産を自然災害から保護することを目的として、地域防災計画を策定して、ホームページ上で公表している。

②防災訓練の実施

加東市では、防災関係機関、地域住民、自主防災組織、学校や事業所と連携した防災訓練を実施し、万一の発災時の初動体制の確認などを行い、実践的な対応力を高め、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めるなど、防災・減災への対策強化を図っている。

③防災備品の備蓄

想定避難者に対応するため、従前から必要な食料品や生活必需品等の非常用物資の確保や供給体制を確立している。また、災害復旧や水防活動に便利な場所に防災備蓄倉庫を整備して、水防資材や救出資材等の防災資材の充実に努め、建設業者等と協力して災害時の重機等の確保など、救出体制を確立している。

2) 加東市商工会の取組

①大雨による浸水被害が発生した際には事務局長を司令塔として、周辺の安全を確認した上で、男性職員が2人1組となり3つの班に分かれて、浸水が予測されるエリアに所在する事業者の安否確認や被害状況を確認するために巡回する仕組みを構築している。

②令和元年9月にB C P（事業継続計画）策定セミナーを開催した。また、損害保険や共済制度などの加入推進（商工会報や情報誌、ホームページ、フェイスブックで周知）を適宜行っている。

II. 課題

加東市商工会における課題は次のとおりである。

1. 発災時の職員等の安否確認

自然災害が発生した際、職員やその家族の安否確認、出勤可能かどうかの判断基準など定められたルールや書面が無い。

2. 発災時的小規模事業者への対応

自然災害が発生した際、小規模事業者の被災状況の調査方法や報告マニュアル、発災後の調査・復興支援などのマニュアルが無い。

今後は、会員企業のB C P や事業継続力強化計画の作成に向けて、具体的な支援計画の立案や支援目標を設定する必要がある。

3. 自然災害に対する職員の育成

自然災害発生時や緊急時の初動対応（被災事業者の巡回や電話応対など）に対して対応できる職員は少ない。また、自然災害に対する研修を受けた職員は少なく、いざというときに的確に対応できる職員がいない。

今後は、損害保険や各種共済制度に精通し、的確な制度説明や助言ができ、更に加入推進がしっかりと行える職員の育成が課題である。

4. 事業者の災害リスクへの理解（被災エリアの把握）

集中豪雨が発生した際、浸水が頻繁に起こる地域に立地する会員企業は概ね 20 社程度ある。しかし、過去にその他のエリアで浸水被害はない。また「小規模事業者が災害に見舞われた」といった土砂災害も発生はしておらず、加古川周辺以外で被災エリアを特定することは、極めて難しい。

III. 目標

1. 小規模事業者に対して自然災害発生のリスクや事前対策の必要性を周知する。

自然災害発生後は被災企業の情報収集や支援メニューの紹介方法を確認し、関係機関との連携体制を構築して情報の共有化を図る。

防災・減災に対する各種セミナーの開催情報等について、商工会報、情報誌、ホームページ、フェイスブック等で周知する。(隨時)

2. 小規模事業者のB C Pや事業継続力強化計画の作成を推進及び支援する。

B C P及び事業継続力強化計画の作成セミナーを開催(年1回以上)

■成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標(事業者数)	
			B C P	事業継続力強化計画
1, 614 事業所	1, 196 事業所	R 2	3社	6社
		R 3	6社	6社
		R 4	6社	6社
		R 5	6社	6社
		R 6	6社	6社

3. 自然災害発生時の災害リスクを抑えるための損害保険や各種共済制度を周知する。(隨時)

■成果目標 各種保険・共済制度への加入推進 目標件数: 年間計6件以上

4. B C Pや事業継続力強化計画の作成を支援する職員向け研修会等を開催する。(年1回以上)

5. 事業継続力強化支援計画の計画から評価までをP D C Aサイクルで確認する。(年1回以上)

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援計画の実施期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

小規模事業者の事業継続力を強化するために、加東市商工会と加東市が連携して自然災害に対する事前の対策を推進するとともに、万一の発災時に商工会が担う役割を明確化して、以下の事業に取り組む。また、本計画の実施にあたり加東市は必要な予算措置を行う。

<1. 事前の対策>

加東市商工会は、頻発する大規模自然災害など、日々の様々な経営上のリスクから、小規模事業者を守り事業の継続を支援する。

1) 被害想定・災害リスクの周知と自然災害に対する事前対策などの計画書作成支援

①巡回指導等による周知

経営指導員等が巡回指導の際に、ハザードマップ等を活用しながら各エリアにおける自然災害リスクやその影響を軽減するための取組・対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入促進等）について小規模事業者に周知する。

②情報発信による周知

加東市の広報媒体（広報紙、ケーブルテレビ等）や、商工会報、情報誌、ホームページ、フェイスブック等を活用し、自然災害に対応する国・県の施策紹介やリスク対策の必要性、保険制度の概要、BCP（事業継続計画）や事業継続力強化計画策定の必要性を小規模事業者に周知する。

③BCP・事業継続力強化計画の策定支援

自然災害に対する事前の対策や発災時の初動対応、被災後の復興計画などを盛り込んだBCPや事業継続力強化計画の策定支援を行う。なお策定支援にあたり、これまで大雨による浸水が頻繁に発生した地域に立地する小規模事業者には、優先的に情報提供を行う。

④専門家との連携による普及啓発

BCPや事業継続力強化計画の普及啓発として、国・行政施策の紹介や各保険制度・共済制度を周知するために、各保険会社の担当者を専門家として講師派遣し、セミナーや個別相談会を開催する。

2) 加東市商工会の事業継続力強化計画

令和2年12月を目標として加東市商工会の事業継続力強化計画を策定する。

3) 関係団体等との連携

①保険会社等との連携

連携する各損害保険会社等より専門家を派遣して、小規模事業者を対象とした災害リスクの周知、あるいはBCPや事業継続力強化計画の策定セミナー・個別相談会などを開催する。

専門家：兵庫県共済協同組合

東京海上日動火災保険株式会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

②関係機関との連携

関係機関や関係団体へ、BCPや事業継続力強化計画策定の普及啓発を依頼して、小規模事業者にBCPや事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。

4) フォローアップ

①BCPや事業継続力強化計画の策定状況等の確認

小規模事業者のBCP策定の取組状況等を調査すると共に、計画策定の推進方法や支援ニーズの洗い出しを行う。

②会議等の開催による情報共有

事業継続力強化支援会議を加東市商工会と加東市の間で開催して、BCPや事業継続力強化計画の策定状況の確認や今後の支援の取組や改善等について協議する。

③ハザードマップ等の更新による危険個所の見直し

加東市と連携して、一定期間で更新される加東市のハザードマップを小規模事業者に配布することで、危険個所の見直しを図る。

5) 訓練の実施

大規模震災など万一の自然災害発生に備えて、加東市が毎年実施する避難訓練に商工会として協力する。加東市との連絡ルートやハザードマップを確認するとともに、訓練については必要に応じて参加することとする。なお、年に1回以上、災害発生を想定してスマホメールやコミュニケーションアプリを使用した連絡体制のチェック等を行う。

<2. 発災後の対策>

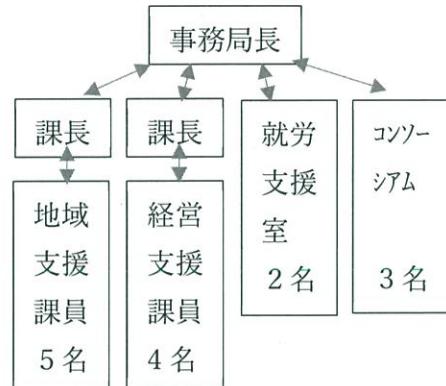
自然災害の発生後、職員が業務（勤務）出来なければ、初動対応や被害状況等の調査が出来ないことから、第一に下記の手順で職員の安否確認を行う。

1) 災害直後の職員の安否確認

自然災害発生後は、まず職員の安否確認を行う。

L I N E グループ等を活用して、右図の流れで職員やその家族の安否確認を行い、業務従事の可否や居住する地域周辺と通勤経路上の安全確認などを行う。

2) 安否確認の具体的な流れ



①水害発生時

台風や集中豪雨など命の危険を感じる降雨による浸水被害が予想される場合、出勤前の段階であれば職員自身の判断で出勤を見合せ、安全確保を最優先とし、警報解除を確認するなど安全が確認できた段階で出勤する。万一、通勤途中や会員巡回中の際は、安全な場所で待機する。

②地震発生時

大規模な地震が発生した場合は、出勤前の段階であれば自分自身と家族の安否確認を行い、周辺の被害状況や通勤経路の道路の寸断がないかなど確認をとり、通勤が可能かどうか確認した上で出勤する。なお会員巡回中の際は身の安全を確保する。

③大規模自然災害（水害・地震）時

大規模な自然災害の発生で職員全員が被災する等、特に緊急を要する場合は、事務局長が上図の流れで各課長、就労支援室、コンソーシアム事務局へ電話で連絡する。各課長は課員全員と電話で連絡を取り、課員や家族の安否確認を行い事務局長へ報告する。

万一、勤務時間中に大規模な自然災害が発生した場合は、事務局長が事務所内で勤務する職員の安全確保を行い、巡回中あるいは出張中、休暇中の職員がいればL I N E や電話などで安否確認を行う。

④事務局長は職員の安否情報を商工会長及び兵庫県商工会連合会へ報告する。

※被害の目安は下表を想定する。

大規模な被害がある	・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
	・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
	・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。
	・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
被害がある	・地区内 0.1% 程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
	・目立った被害の情報がない。
ほぼ被害はない	

※尚、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じている可能性があると考える。

- ・本計画により加東市商工会と加東市は以下の間隔で被害状況等の共有を行う。

発災後～1週間	2日に1回以上は情報共有を行う
1週間～2週間	1週間に2回以上は情報共有を行う
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上は情報共有を行う
1ヶ月～2ヶ月	2週間に1回以上は情報共有を行う

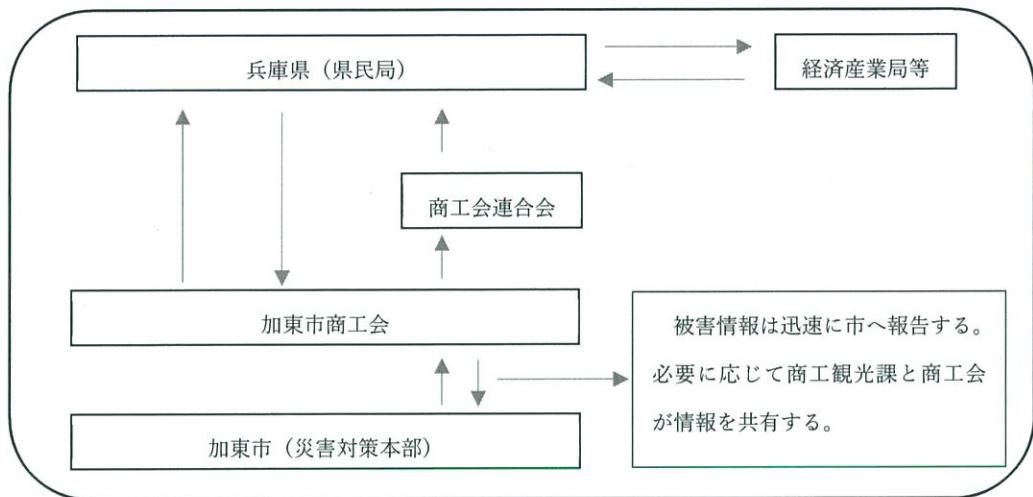
<3. 発災後の初動対応と指示命令系統・連携体制>

自然災害発生後の初動対応としては、事務局長が指示命令者となり、男性職員あるいは地域に詳しい職員が被災地に向かい、小規模事業者の安否確認や被害状況等の情報収集を行う。

また、その他の職員については、商工会役員等に電話を掛け、安否確認や近辺の被害状況等を調査し、緊急を要する要望がないか確認するとともに、被害状況の聞き取りを行う。

集計結果等については、以下の連携図により事務局長が「商工会災害システム」を活用するなどして、職員が調査した災害状況等を端末に入力し、全国商工会連合会（兵庫県商工会連合会）と被災状況の共有を図る。また兵庫県（北播磨県民局）・加東市を含む関係団体に報告すると共に迅速な支援の実施を目指す。

二次災害を防止するため、情報収集のための被災地への巡回は、職員の安全を最優先として可能な範囲で行う。また自然災害が休日や夜など勤務時間外に発生した場合は、出勤後に安全を確認したうえで対応することとする。



<4. 発災後的小規模事業者への支援>

自然災害発生後、事務局長は職員がヒアリングした小規模事業者の支援ニーズを集約・整理して、経営指導員等に支援指示を行う。また支援内容によっては、行政や関係機関と連携して必要に応じて支援機関につなぐ。

さらに、被災事業者に対する復興・再建のための有効な施策（国・県及び市の施策）等については、郵送やホームページ、フェイスブック等で早期に小規模事業者へ周知する。

なお、必要（災害規模）に応じて加東市や兵庫県商工会連合会と協議し、被災小規模事業者向けの相談窓口を開設する。

<5. 具体的な復興支援>

1) 災害状況や支援ニーズの継続的な報告

自然災害発生後の復興支援として、被災企業へのヒアリングにより、金融相談、機械装置什器等の復旧、人員の確保など支援ニーズを集約する。

2) 融資あっせんや損害保険の請求対応

経営指導員は被災した小規模事業者に対して、事業再建のための運転資金や被災した機械装置や什器など設備資金の融資あっせんを行う。また、共済担当職員は地震保険や火災保険など損害保険の請求手続きを支援する。

3) 応援体制の確立

自然災害の内容によらず、被害規模が大きく職員の出勤が困難な場合、あるいは職員だけでは復興支援が困難な場合は、兵庫県商工会連合会に相談するなど、他の地域からの応援要請を行う。

4) 地域活動の実施

地域活動として商工会役職員や商工会青年部・女性部による応援活動・ボランティア活動など状況に応じて実施する。

5) 事業再開・再建の取組

事業者の事業再開・再建に向けた取組としては、被災者向け補助金制度や災害持続化補助金、公的融資制度などの情報提供や申請・実行の支援を行う。

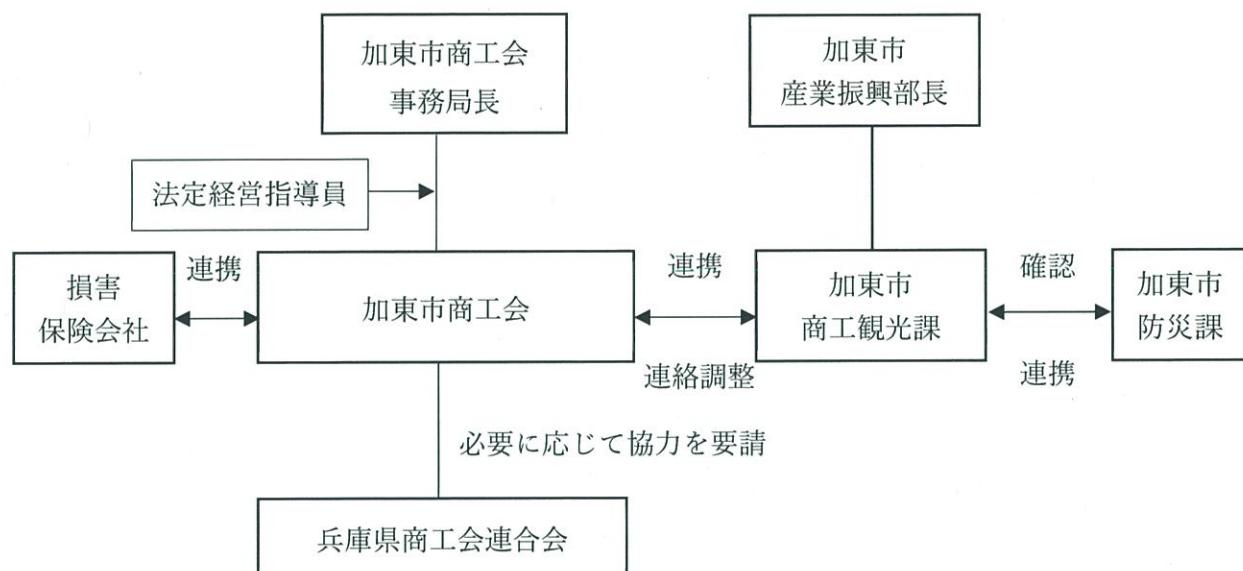
また風評被害への対策や販路回復を目的とした販売会・商談会の積極的な周知を行い、被災事業者の失った販路の再開拓や新たな販路開拓の支援を行う。また必要に応じて仮設店舗や集客施設の設置支援などを行う。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年1月1日現在)

(1) 実施体制



(2) 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①経営指導員の氏名、連絡先

加東市商工会 総務課 経営指導員 加藤幸雄
〒673-1431 兵庫県加東市社 717-1
TEL : 0795-42-0253 / FAX : 0795-42-2299
E-mail: kato@katosci.or.jp

②経営指導員による情報の提供及び助言

本計画の具体的な取組や実行については加東市商工会及び加東市の担当職員が年に1回、事業継続力強化支援計画に関する会議（事業継続力強化支援会議）を開催して情報の共有を図る。

また、本計画に基づく進捗の確認や見直し等のフォローアップについても、同様の会議にて確認する。

(3) 商工会、関係市町連絡先

①加東市商工会 総務課

〒673-1431 兵庫県加東市社 717-1

TEL : 0795-42-0253 / FAX : 0795-42-2299

E-mail: shoukou@katosci.or.jp

②関係市町

加東市役所 産業振興部 商工観光課

〒673-1493 兵庫県加東市社 50

TEL : 0795-43-0530 / FAX : 0795-43-0552

E-mail: shoko@city.kato.lg.jp

(別表3)

(1) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	450	400	400	400	400
・専門家派遣	100	100	100	100	100
・会議運営費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作成費	200	150	150	150	150

(2) 資金の調達方法

調達方法
兵庫県補助金、加東市補助金、会費・手数料収入等

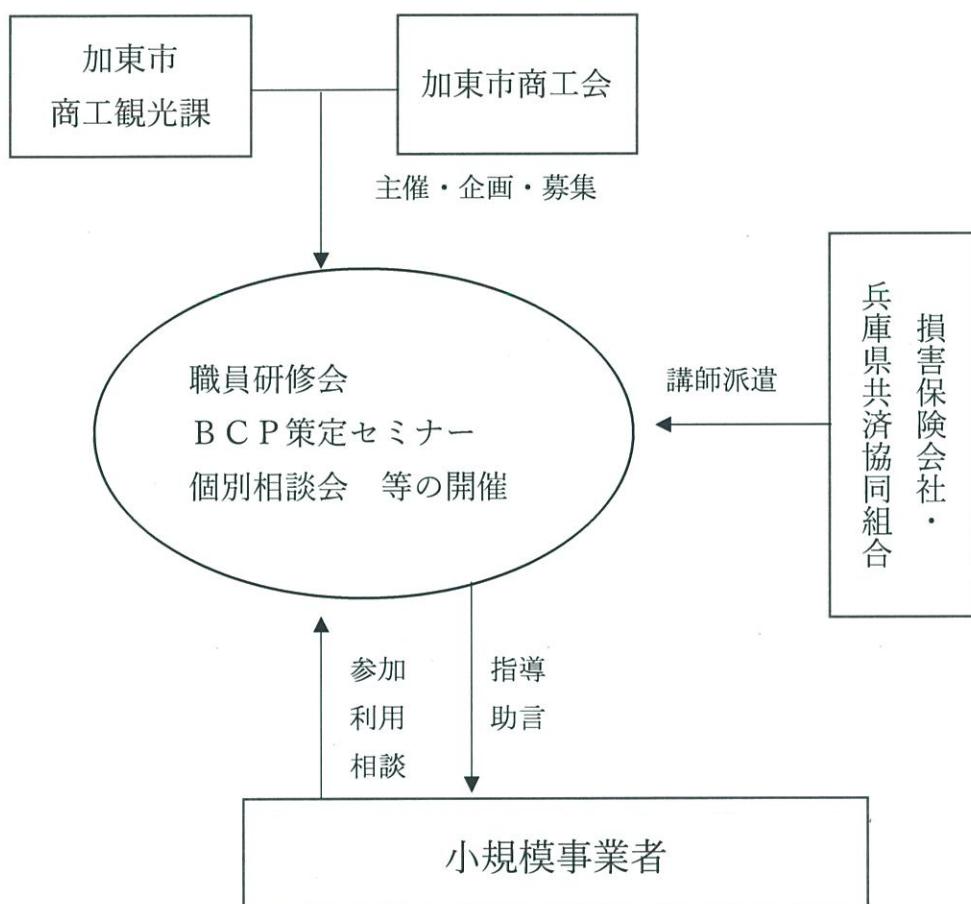
(別表4)

連携して事業を実施する者の氏名及び名称及び住所及び代表者の氏名			
兵庫県共済協同組合	理 事 長 上枝晶夫	兵庫県神戸市中央区下山手通6丁目3-28	
東京海上日動火災保険(株)	代表取締役 広瀬伸一 西脇支社長 牛丸 晋	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 兵庫県西脇市西脇951	
あいおいニッセイ 同和損害保険(株)	代表取締役 金杉恭三 西脇支社長 岡田亮太	東京都渋谷区恵比寿1-28-1 兵庫県西脇市西脇951	
連携して実施する事業の内容			
①商工会職員向け研修会の開催	商工会の職員向けに、損害保険制度の研修はもちろん、近年の大規模自然災害で被災した小規模事業者は、長期休業を余儀なくされるケースが多いことから、事業継続の観点から重要な休業補償に対応する保険制度の研修会を開催する。		
②市内企業向けB C P（事業継続計画）策定等のセミナー及び個別相談会の開催	小規模事業者を対象にB C Pや事業継続力強化支援計画の概要、災害対策シートの策定等について、セミナーや個別相談会を開催する。		
③ビジネス総合保険の紹介や加入推進のための相談会を開催	小規模事業者を対象に、地域ごとのハザードマップの紹介や損害保険・共済制度の導入及び効果等についての相談会を開催する。		
連携して事業を実施する者の役割			
①商工会職員向け研修会の開催	職員向け研修会の開催に際し、講師として保険制度等に関する指導を行う。また職員との情報共有や情報交換を行う。		
②小規模事業者向けB C P策定セミナー	小規模事業者向け各種セミナーの開催に際し、講師としてB C Pや事業継続力強化計画の策定の支援を行う。		
③ビジネス総合保険の紹介及び加入推進等相談会の開催	小規模事業者向け相談会の開催に際し、講師として小規模事業者へ損害保険制度等の加入の必要性や制度説明・加入推進を行う。		

連携体制図等

①商工会職員向け研修会の開催

②小規模事業者向けB C Pや事業継続力強化支援計画策定セミナーの開催



③ビジネス総合保険の紹介及び加入推進等相談会の開催

